

フランスにおける同性婚法の成立と保守的家族主義への回帰

北原 零 未

2013年5月、フランスにおいてようやく同性婚法が成立した。一般には、1999年末に成立したパックス (PaCS) をもってフランスは同性カップルを国家的に認知し、法的裏付けを与えたということになっているが、男女のみに許可されている既存の婚姻制度を批判し、婚姻法そのものの改正を求めている同性愛者たちにとっては、パックスの成立は前進ではなく、むしろフランス国家からの否定的回答であったと言える。

今回の同性婚法成立は、そのこと自体は多様な家族生活、ライフスタイルを認めるといふ観点からすれば前進と言えるが、しかしその成立直後には、パックス成立時の時以上の反対運動が行われた。そして、そこでは、同性愛のみならず、伝統的家族以外の家族形態すべてが批判され、保守主義・家父長主義回帰が見られたのである。もはや同性婚以前の問題であり、保守的な男女の規範が賛美された。

1. はじめに

日本においては、現在のところ婚姻は一对の男女にのみ許された「特権」であり、女性同士・男性同士の結婚は認められていない。男女間の事実婚・内縁すら、いまだ法的権利・義務が明確化しておらず、したがって、その取り扱い確かな基準があるわけではない。まして、同性カップルについては、何ら法的裏付けがない。そもそも日本においては同性愛自体がまだ社会的な理解を得ているとはいいがたい状況である。性同一性障害についてはようやく社会的な認知が進んで来ているが、これは同性愛とは根本的には別物であるし、また性同一性障害への社会的認知が進み、国家的な対応も進んできたのは、これが「病気」と認定されているからである(ただし「病気」と見なすことの是非はとりあえず本稿では論じないこととする)。一方で、同性愛については、もちろん日本にもそうした性的指向の人々がいるはずではあるが、彼らの権利を保障するような制度はなく、同性婚の成立などその兆しすらまったく見えない。

しかしながら、これは日本の常識に過ぎず、もはや世界の常識とは以後、いえなくなっている。世界ではすでに同性婚が認められている国もあるし、婚姻とまではいなくとも、パ

ートナーシップ法あるいはパートナーシップ制度といった形で、同性同士のカップルを認める国は年々増えてきている。

そうした世界的傾向の中、フランスでも2013年春、同性婚法が成立した。同性婚法成立を公約に掲げたオランダの当選により、実現。これはフランス国民の民意であったということになる。

一般には、1999年の末に成立したパックスによってフランスは同性カップルに法的権利を与えたということになっているが、実際にはこの制度は同性カップルのみを対象としたものではなく、また彼らが望んだような法的権利を保障するものでもなかった。

2. そもそも結婚とは何か

2-1 結婚の定義

パックス成立以後、同性婚法成立以前のフランスには大別すると3種類のカップル形態があったといえよう。婚姻、パックス・カップル、コンキュビナージュ（事実婚¹⁾の3種類である。さらにいえば、パックス・カップルは異性パックス・カップルと同性パックス・カップルに分類することができる。そして、同じパックス・カップルでありながら、異性か同性かでその権利には差が見られる。同性婚法成立により、このカップル形態は、婚姻（異性）、同性婚、パックス、コンキュビナージュの4種類になったことになる。

ではそもそも婚姻の定義とは何か。国、地域、時代、宗教によって、それが神との契約か、国家との契約か、相手（配偶者）との契約であるかは異なるが、いずれにしても結婚は契約である。結婚とは、相互扶助を永続させ、人生の苦労を分かち合うことを目的とし、運命を共有するために結ばれる男性と女性の社会（共同体）であるといわれる²⁾。

また、他のカップル形態とは決定的に異なる婚姻に固有の性質は、その関係（婚姻状態）の存続が義務づけられている点にあるとされる³⁾。

結合も解消もまったく当事者たちの自由であることが原則とされるコンキュビナージュや、いかなる形であれ最終的にはかならず解消に至ることを前提としているパックスとは異なり、結婚だけは2人の関係が永続的なものであることを前提かつ目的としている。結婚のみが、解消を前提としないカップル契約なのである。

さらに、当事者間のみ関係であり、私的契約であるコンキュビナージュ、および同じく私的契約としての側面が強く、原則的に第三者には影響を及ぼさないとされるパックスで

1) フランスにおいて、いわゆる「事実婚」を指す用語はいくつかあるが、その中でも筆者は「コンキュビナージュ」を使用している。その理由については北原（2011）を参照。

2) Rubellin-Devichi (2001), p. 13.

3) デルマ＝マルティ（1974）、9ページ。

は、それゆえに、当事者2人の間に生まれた子供であっても、2人とは関係のない第三者と見なされ、法律上は非嫡出子に留まるのに対して、婚姻の目的は子をなし育てることである⁴⁾。

つまり、結婚は死に至るまでの男女の結合を前提⁵⁾とし、次世代の再生産を目的とした制度であると要約することができる。

また、小泉(2010)によれば、「婚姻は、当事者の精神的・性的安定機能、次世代(子ども)の育成・社会化機能、家計を営む経済的機能を含む社会的制度である。婚姻により、当事者には様々な協力・扶助義務が生じるほか、相続、税制、社会保障などの面で配偶者として保護を受ける」⁶⁾のである。

これらの定義からすると、婚姻とは、先にも述べたように、次世代の再生産、すなわち子供を持つことが大前提であり同時に目的でもあるシステムといえる。この、子供を持つことが目的であるという点がポイントである。これは、子供を持つことを目的としない結婚はあってはならないし、子供を持っていないならば婚姻は許可されないということにつながっていく。同性婚が反対されるポイントはまさにここにある。同性同士では次世代を再生産することができないのは明白だからである。したがって、彼らは結婚に値しないというのである。

しかしながら、では、男女の結婚しているカップルの間には必ず子供があるのか、また現在の既婚者たちは、そのすべてが子供を持つことを目的に結婚しているのかといえば、決してそうではない。そもそも必ず子供を持つことを条件に婚姻が許可されるわけではない。したがって、子供ができないことが明白であるから同性愛者には婚姻を認めないというのは筋が通らないという見方もできる。ここが、同性婚法を成立させるか否かの争点となる。

2-2 カップル法の種類

2013年春までは、パートナーシップ法もなく、同性婚も認められていないフランスにおいては、同性カップルを法的にカップルであると認めるシステムは、パックスのみであった。

フランスは同性カップルの公的認知がとりたてて早かったというわけではない。80年代後半になると、北欧をはじめ、アメリカ・ヨーロッパ各地で同性愛者たちは異性カップルと同等の権利を獲得すべく闘うようになり、それにつれて一部の国では、結婚と同等とまではいかないものの、ある程度の権利を認める方向に動き出している⁷⁾。

4) ベナバン(2003)、73ページ。

5) 朝日新聞学芸部(1984)、220ページ。

6) 小泉(2010)、96ページ。

7) 国家単位ではなくとも、州・自治体あるいは企業単位では、保障の点などで同性カップルに異性カップルと同じ権利を認めるところもある。

世界で初めて同性カップルを法的に認知したのはデンマークであり、1988年のことである。相続・扶養・財産権・社会保障・税金・年金など金銭的な面では婚姻と同じ権利が認められた。ただし、カップル2人の子どもとして養子縁組をする権利は認められず、また教会での挙式も認められないとされた。ついで、1993年にはノルウェーが、1994年にはスウェーデンが登録パートナーシップ制度を制定している。これは、同性カップルが登録することによって、法的に認められるというものである。スウェーデンの場合は、婚姻とほぼ同等の権利が認められたが、登録にあたっては審査があり、また立会人が必要であった。デンマーク同様、養子縁組は認められなかった。

1998年にはオランダが同性カップル認知の方向へと動き出し、まずは、婚姻と同等の権利・義務はあるものの、登録・解消の制度によって、婚姻とは別物である制度を施行したものの、その後、2001年には同性婚を許可している。異性婚との差別化はいっさいなく、養子縁組も可能である。これにより、オランダは世界で初めて同性カップルに異性カップルとまったく同じ婚姻を認めた国となった。

こうした同性カップル承認のための制度は、①事実上の共同生活の保護、②パートナーシップ契約、③登録パートナーシップ契約、④同性婚の4つに分類される⁸⁾。

①事実上の共同生活の保護とは、身分登録においても、契約の登録においても、同性カップルの登録が認められていない場合の、法律による個別規定のことである。つまり、結婚は認められないし、パックスのような契約制度もないが、個別の法律で共同生活に対して一定の保護が定められており、その共同生活が異性カップルによるものか、同性カップルによるものかは問わないとされる場合である。この場合、同性カップルそのものは法的に承認されていないととも、たとえばオーストリアのように、共同住居について、その所有者あるいは賃貸契約者が死亡しても、残されたパートナーの居住権は異性カップルと同等に保護される。さらに、一般社会保険法や事業社会保険法も異性カップルと同等とされる。

②パートナーシップ契約は、①の個別の法律による共同生活の保護に対して、2人の当事者間の主に財産関係を契約で規定し、その契約を法的に登録するものである。たとえばベルギーの法定同棲がこれにあたりとされる。ただし、登録するのはあくまで契約のみであり、身分登録ではないことから、③の登録パートナーシップとは別物とされる。

パックスもこのパートナーシップ契約にあたりとされる。というのもパックスはあくまで契約の登録にすぎず、パックスを締結していることで身分登録が変更されるわけではないからである。

③の登録パートナーシップについては、その内容が国により異なるため、統一の規定があ

8) 渡邊 (2006), 146-153ページ。

るわけではない。ドイツやスイスのように、婚姻とは内容が異なり、さらにその違いが強調されるものもあれば、オランダのように、内容は婚姻と同一でありながら、登録・解消という点で婚姻との差異が強調されるものもある。また、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、アイスランド、フィンランドのように、規定内容が実質的には婚姻とほぼ同一である登録パートナーシップ制度もある。

④同性婚は、同性カップルの婚姻を認め、男女の婚姻と同じ規定を適用するものである。渡邊(2006)もいうように、たとえマスメディアが③の登録パートナーシップ制度を同性婚と称することが多いとしても、これらは本来混同されるべきものではない⁹⁾。仮に登録パートナーシップ制度の内容が婚姻と同じものであったとしても、法律上はまったく別の制度であり、明確に区別されるべきものである。

3. フランスにおける同性愛市民権獲得運動

このように、その法的保護の厚さには国によって差があるものの、同性カップルの認知へと向かい始めた世界的動向の中、フランスでは同性カップルたちの闘いは80年代から始まるが、他国と弱干傾向を異にするのは、この時点では彼らはカップルとして国家に認定されることを望んではいなかったという点である。むしろ、そもそも特定の男女一対をカップルと見なす結婚制度は家父長的であるとの批判から、国家によるカップル認定を拒んですらいた。この時期のフランスにおける同性愛解放運動は、婚姻法の改正などではなく、刑事規制上の差別を廃止させることを目的としていた¹⁰⁾。同性愛に対する社会的受容や許容度は時代や土地によっても異なると思われるが、少なくとも法的には1982年まで同性愛と異性愛は明確に区別されていたからである。フランスには1982年まで同性愛に関する差別的な刑事規制が存在していたのである。まず、性行為同意年齢は異性間では15歳とされているが、同性間では18歳とされていた¹¹⁾。この法律はヴィシー政権の下で成立したもので、当時同性愛を犯罪と規定していたドイツの影響によるものである。しかしその後、第五共和制の下でも、猥褻罪に関して、それが同性間で起こった場合には、異性間の場合よりも量刑を重くするという法が採択された¹²⁾。いずれも82年には撤廃されたが、約30年前のフランスにおいては同性愛は、それ自体が犯罪とまではいわないものの、少なくとも不自然なものかあるいは異常なものであると見なされていたといえよう。同性愛そのものを規制対象とはしないが、異性愛との間には明確な格差が設けられていたということである。

9) 渡邊(2006), 150ページ。

10) ペルサン(2004), 144-145ページ。

11) 同上。

12) 同上。

フランスの同性愛者たちがカップルとしての国家的認知を求めるようになるのは90年代に入ってからのことである¹³⁾。したがって、フランスにおいて同性カップルの認知が遅れるのは、国家の狭量さもさることながら、同性愛者たち自身の側のスタンスの問題もあったといえる。

同性愛たちの運動は、そのスタンスと要求の変化から3期に大別¹⁴⁾することができる。

3-1 第一期 (1970年代)¹⁵⁾

70年代は同性愛者の存在が顕在化した時代である。同性愛者たちの運動がアメリカで活発化し、フランスへも波及した。

同時期、デンマークでは社会党が同性カップルの結婚を認める法案を提出し、これが北欧諸国へと波及していった。

この時期というのは、フランスのフェミニストたちが、既存の性別役割は女性の劣位と家父長制を支えるものであると批判し始めた時期と重なるが、一方同性愛者たちは性別そのものが、同性愛者の排斥と家父長制を支えるものであると批判していた^{16),17)}。

この時点では、同性愛者たちは異性愛社会での権利獲得を目指すのではなく、既成社会の解体を目標としていた。すなわち、社会的理解を求めていたわけではないのである。

3-2 第二期 (1980年代)

同性愛者たちの要求が徐々に受け入れられ始めるのが80年代である。

79年7月第1回同性愛者夏期大学¹⁸⁾が開催され、刑法における同性愛差別撤廃要求がなされた。81年4月にはバリのゲイ・プライドによるデモ行進が行われ¹⁹⁾、同年10月には欧州評議会において性的指向による差別は人権に対する侵害であるとの見解が出された²⁰⁾。82年7

13) ベルサン (2004), 144-145ページ。

14) この分類、およびその内容については主に、栖原 (2005), Rubellin-Devichi (2001) を参考にした。

15) 栖原 (2005), 204-206ページ。

16) 同上。

17) フェミニストたちの運動と同性愛者たちの運動は本来別物であり、それぞれの主張はすべてが重なり合うわけではないが、同時期に性別役割あるいは性別という概念そのものの批判と家父長制批判を始めたことにより、同性愛運動はフェミニズム・イデオロギーと連動して発展してゆくことになった。

18) 同性愛解放をテーマとするシンポジウム。

19) 栖原 (2005), 207ページ。

20) 1981年10月1日、同性愛者であるというだけの理由で、親が子どもの世話をしたり、訪問したり、あるいは子どもを宿泊させたりする権利を制限してはならないとした。

月には、3-1で触れた刑法の同性愛差別条項が撤廃され、次いで83年7月に同性愛者に関する公序良俗遵守義務が公務員法から削除された²¹⁾。これをもってフランスの同性愛差別規定は全廃され、85年には性的志向による差別の禁止が憲法に盛り込まれた。

こうして、同性愛者たちは70年代のような既成社会否認・否定から「差異の権利」要求へとスタンスを変更した。しかしこの時点ではまだ彼らは、異性愛社会の中では自らは異端児であるとの認識は保持していた。したがってまだ社会的同化は求めている。この時期は同性愛者たちにとって「ゲッターのなかの幸福」と呼ばれている²²⁾。自分たちはクィアである、その何が悪いというスタンスを貫き、社会的理解を求めはしない時期であった。

しかし一方で、81年には、同性愛者間におけるエイズの猛威が報告される。当初この病気が同性愛者間で目立ったことから、「ゲイ・キャンサー」「ホモ病」と呼ばれ、正体不明の病気への恐怖と同性愛への差別が相乗効果をなすことになる。そのため、同性愛者たちは差別を恐れ、感染を無視あるいは隠蔽せざるをえなかった。

同性愛者たちがエイズを直視せずにいた中、この病気との闘いにまず立ち上がったのが医師たちであった。これがやがて同性愛者たちを中心とした市民運動へと拡大し、組織化されるに至る。こうしてできた組織の中で、異性愛者をもメンバーとして受け入れる組織が出始めた^{23),24)}。

3-3 第三期 (1990年代)

同性カップルの法的保護の必要性が提唱されるようになるのが90年代である。87年3月にニューヨークで生まれた、エイズを政治的社会的問題であると訴える「アクト・アップ (Act Up)」の運動に賛同したフランス人ジャーナリストによって結成された「アクト・アップ・パリ (Act Up-Paris)」が、ゲイ・プライドに参加した²⁵⁾。彼らによれば、同性愛者をはじめ、外国人、売春夫 (婦)、囚人などのマイノリティほどエイズに襲われており、「排除の理論」を象徴しているとして、この時期からエイズへの闘いと同性カップルの権利獲得闘争とが結合することになる。エイズと闘うことは同性愛運動の中心テーマとなったが、その際、検診の浸透などによりエイズに対する理解が広まり始めていたこともあり、同性愛者

21) 栖原 (2005), 207ページ。

22) 栖原 (2005), 207ページ。

23) 栖原 (2005), 208-210ページ。

24) ここでも同性愛運動がフェミニズム・イデオロギーと連動してゆくことになる。本来、同性愛の問題と女性運動は別物であり、その目的とするところも同一というわけではないが、同性愛者も女性も、一方は同性を恋愛対象とすること、また一方は男性ではないということで、ともに社会的には二級市民であり、既成社会に異を唱えるマイノリティ同士の共闘である。

25) 栖原 (2005), 210-214ページ。

やエイズ感染者のみならず、その他のいわゆる一般人もこうした活動に参加するようになる。とりわけ、女性の参入が目立った。

もともとフランスではエイズは同性愛者たちの個人的問題であるとして、国家的対策はとられずにいたが、1988年に社会党左派のロカール内閣の成立に伴い、前任のシラク内閣が策定したエイズ対策を1989年から実施。80年代末は、エイズがまだ正体不明の病気であっただけに、感染についての根拠のない偽情報が蔓延し、フランス国内はパニック状態であった。それはすでに社会的災禍となっており、シラク内閣は、エイズと闘うことは「国家の大儀」としてとした。シラクの意を受けた当時の厚生大臣ミシェル・ヴァルザッシュは、同性愛者に検診を強要しないこと、正しい情報の提供、教育活動の重視を提案した。

これに対して、極右の国民戦線は、エイズ罹患者の検診と強制隔離を旨とする「衛生警察 (police sanitaire)」案を提出したが、このことが逆方向に作用し、ヴァルザッシュ案がほぼ全会一致で採択されることになった。あまりに強硬な国民戦線の案に警戒心を抱いた右派と左派の議員が、ともにヴァルザッシュ案を支持したからである。こうして、エイズに対する闘いは党を超えたコンセンサスとなったのである。

このヴァルザッシュ案を踏襲したロカール内閣は、医療・生体医学・公衆衛生などの研究を支援しかつ相互の連携をはかるための「全国エイズ研究機関」、エイズから来る社会問題に対応する「全国エイズ評議会」、エイズの予防・教育を目的とする「フランス・エイズ克服機関」を設立し、同時に、エイズに取り組む在野の組織との連携も重視した。こうして、それまで同性愛者だけの問題とされていたエイズに対して、国家と社会の協力体制が整ったのである。

一方、同時期に法曹界では、異性間のコンキュビナージュ・カップルを婚姻に準ずるものと認めることで、同性カップルに対する否定的態度を初めて公にした。

1989年7月、破毀院は、2組の同性カップルによる訴訟をいずれも棄却している。1件は、レズビアン・カップルの一方が加入している保険をパートナーへも適用するよう申請したが、保険会社がこれを拒否したことを訴えたものである。もう1件は、エール・フランスでは、職員の配偶者あるいは異性パートナーには割引航空券が発給されることになっているが、これを男性キャビン・アテンダントがそのパートナー（同性）にも発給されるよう申請したのに拒否されたことに対する訴訟である。

これら2件の棄却理由は、婚姻以外の形で夫婦のように生活をする2人の共同生活は、男性と女性からなるカップルによるものでなければならぬというものである。同性カップルを否定するためのテクニックとして、これまで、伝統的観念に固執し、否定し続けてきたコンキュビナージュ・カップルを法的に承認したのである。これについて、栖原 (2005) は「裁判所は『伝統を守る』ために『伝統から逸脱』した」²⁶⁾と述べている。つまりカップルは

男女でなければならないという伝統を守るために、法的婚姻以外のカップル形態は認めないとする伝統から逸脱したというのである。

本来、コンキュビナーージュに対するフランス国家の基本的姿勢は、「内縁関係は法律を必要としないのだから、法律も彼等に関心はない」²⁷⁾というものであった。つまり、カップルとして認知され、法的に保護されることを望むのであれば、正式に結婚をすべきであり、法的な婚姻関係を忌避し、コンキュビナーージュに留まるということは法律の枠内で生きてはいないということに他ならず、すなわち彼らは法を必要としていない、したがって、国家も法律の枠内にない者たちに対して国法で保護する必要はないというロジックである。しかしここへ来て、同性カップルを否定するために異性間のコンキュビナーージュ・カップルを認めることで、同性カップルとコンキュビナーージュ・カップルの間に法的格差を設けたのである。

こうした一連の政治・社会情勢を背景に、90年5月に「民事パートナー法」が提案された。この法案については何らの議論もなされなかったが、栖原(2005)は、この「民事パートナー法」が提案されたことにより、「それまで院外のみで議論されてきた同性カップルの法的承認の問題が、初めて政治の場に持ち込まれたことは重要である」²⁸⁾としている。

その後、92年11月「民事結合契約」の提案、97年1月「社会結合契約」の提案を経て、98年に現在のパックスが提案されることになる。

4. PaCS の成立

4-1 パックスの成立過程

大村(2005)によれば、「1997年から99年にかけてパックスはフランス社会の大問題」²⁹⁾となっており、「人々はこの問題に大きな関心を寄せ、賛否両陣営は大規模なデモンストレーション³⁰⁾を展開し、激しく対立」³¹⁾した。

こうした市民運動を受けて、議会でも現在のパックスに至るまでには何度かの提案がなされては、破棄が繰り返された。

そこで、本節では、パックス法が成立するまでの政治論争を概観しておきたい。

パックス成立までの議論は、かならずしも右派が反対派、左派が推進派といった単純な問

26) 栖原(2005), 214ページ。

27) 井上(2001), 260ページ。

28) 栖原(2005), 215ページ。

29) 大村(2005), 245ページ。

30) 賛成派としては、1998年6月20日のゲイ・パレードが挙げられる。パリに15万人の参加者が集まった。一方、翌年1月31日には「ジェネレーション・アンチ・パックス」を掲げた反対派がデモを組織し、10万人の動員となった(大村(2005), 245-246ページ)。

31) 大村(2005), 245ページ。

題ではなく、両派入り乱れての大論争となった。パックスは、とりわけ推進派にとっては妥協の産物であり、そのため、結局同性カップルの承認にもコンキュービナーージュの承認にも至らず、婚姻とそれ以外のカップルという既存のカップル形態に、第三のカップル形態を加える結果となった。

また、議論が政治論争に終始した結果、その法的内容や位置づけに対する検討が不十分となり、法学者たちが指摘するように法的に曖昧な制度となった。そして、その曖昧さゆえに、パックスは一見すると同性カップルの承認とコンキュービナーージュの権利保障のようでありながら、実際にはむしろこうしたカップル形態の否定へとつながっているともいえるのである。

パックスの議論が加速化したのは、1997年6月1日の国民議会選挙で左派が勝利し、ジョスバン内閣が成立したからである。

パックスの発端は、1990年5月にジャン・ルイ・メランションによって上院に提出された「民事パートナー法」(Partenariat civil)であり、同性カップルの制度化を目指すものである。この法案の作成者は、80年代半ばに社会党員とファビウス派とによって結成されたGPL (Gais pour libertés)³²⁾である。彼らは、エイズの蔓延という同性カップルが置かれている悲劇的な状況から彼らを救い出すことを考え、同性カップルを制度化することで異性カップルと同等の権利を確立させようとした。先の、1989年7月の破毀院による同性カップルの否定を受けて、司法にはもはや期待できないとして、議会による立法での解決を目指したのである。

これにより、同性愛者の法的承認という問題が初めて政治の場へと持ち込まれたことになる³³⁾。しかし、初めて政治の場に持ち込まれたという点に価値があるものの、この時点では議論されることなく終わった。ただし、このことにより、同性カップルという在り方は私的な事柄から社会的問題へと発展した。ピネル(2002)によれば、病理が私的問題を社会問題に変え、回答を迫ったのである³⁴⁾。

1974年に、女性同性カップルを祝福し、その後「解放者キリストセンター」を設立して、同性愛者を受け入れていたプロテスタントのドゥーセ牧師が拉致・殺害された事件が契機となり、1991年10月には、社会党議員を中心とする「『民事結合契約』のための集団(Collectif pour le contrat d'union civil, CCUC)」が設立される。議員と在野の組織・個人とのネットワークを重視し、同時に、議会内で左派議員はもとより右派議員の賛同もうるべく

32) ゲイの解放を目的とするグループ。

33) 柘原(2005), 215ページ。

34) 同上。

活動した。

フランスにおいても、当初は、北欧流のパートナーシップ法の導入が検討されていた。現在のボックスのように性別を問わないというのではなく、あくまで同性カップルのみを対象とした法の成立が検討されていたのであるが、却下となる。カトリック教徒や保守派の反対が激しかったことはもちろんであるが、ここで問題となったのが、フランス共和国の普遍主義原則である³⁵⁾。これは、すべての市民に平等の権利が認められなければならないとするもので、フランス市民である以上いかなる理由であっても差別することはもちろん許されないが、同時にある人種やグループなどを特化することも認められないということになる。したがって、同性愛者のみを特化し、彼らのみを対象とした法整備など許されないというロジックである。そこで、1992年11月には、8人の社会党議員によって「民事結合契約」(Contrat d'union civil, CUC) が提案される。これは、共同生活の定義を単なる「同棲」から「連帯」へと拡大することで、カップルに限らず、あらゆるペアを対象とするものであった³⁶⁾。90年の「民事パートナー法」のように何の議論にもならず終わることを避け、議会での過半数の賛同をうるための戦略として、性の問題とは切り離すことが試みられたのである。

その結果、どのような関係であれ、ペアであれば何でも良しとする内容となった。異性カップルは元より、同性カップルでもかまわないし、それどころか性的関係を前提としたカップルではなく友人同士でも良いし、のみならず、たとえば親子・兄弟など血縁であっても、とにかくペアであれば良いというものである。このようにペアであれば何でも良しとしたにはそれなりの理由がある。フランスは「ローマ皇国の長女」といわれているように本来カトリックの国であり、カトリックの教義は同性愛を明確に否定するものである。したがって、対象を同性愛者に限定してしまうと、同性愛を嫌悪するカトリック教徒や伝統的家族形態を強硬に支持する保守派には絶対にこの提案は受け入れられないであろうことから、あえて同性という点に注目が行かないようにしたのである³⁷⁾。

結局、すでに血縁・家族である親子や兄弟までも対象とするのはあまりにも行き過ぎであるということで、CUCは却下となった。

一方、このCUC自体は採決に至らず終わったものの、1989年の破産院による棄却判決への危機感から、同性コンキュビナージュ・カップルが離別する場合には、片方による住居の貸借権をパートナーに移譲することができるものとする法案、および、どちらか一方が加入

35) 井上 (2001), 260ページ。

36) 同上。

37) 北原 (2005), 281ページ。

している社会保険をパートナーにも適用できるものとする法案は可決された。

1995年9月には、5月に団体「エイズ」が作成した「社会生活契約」(Contrat de vie social, CVS)と先のCUCを併せた「社会結合契約」(Contrat d'union social, CUS)が作成され、97年1月に社会党議員によって提案された。

1997年6月、ジョスパン内閣が成立すると、法務大臣エリザベト・ギグーは、たしかにことの発端は同性愛者たちであるが、いまや彼らだけに関わる問題ではなく、もはや1人の人間の生活を結婚制度のみでまかなうことはできない、としてCUS採択への意欲を示した³⁸⁾。

6月24日には、左派の急進派と市民民主運動緑の風による共同提案「民事的かつ社会的結合に関する契約(Contrat d'union civil et social, CUCS)」法案が出される。

9月12日に国民議会法務委員会委員長カトリヌ・タスカの依頼を受けた社会党のパトリック・ブロッシュと市民運動党MDCのジャン＝ピエール・ミッシェルは、これまでに出された各提案の調整と新たな委員会案の作成作業に入った。

1998年4月28日、ブロッシュとミッシェルは法務委員会でボックスを提案し、採択されることになった。

10月8日、法務委員会はこのボックス法案を国民議会に提出、審議が始まる。

翌9日、議員の大量欠席により法案はいったん否決される。この政治的多数派の失態により否決されることになった法案はメディアではPACSIと呼ばれている³⁹⁾。この日、議決に際して、右派フランス民主連合UDFの議員であり戦闘的なカトリック信者であるクリスティヌ・ブタンは、聖書を片手に連続5時間半におよぶ演説を繰り広げ、聖書を読めばいかにボックスが有害か分かるに違いない、絶対に認めてはならないと激しく批判した。

12月9日、ボックス法案が国民議会で採択されたものの、元老院の反対に遭う。

1999年1月31日には、ブタンおよび、プティニストと呼ばれるその支持者たちがパリで10万人のアンチ・ボックス・デモを組織し、「ホモを火刑に！」をスローガンに行進した。

また、ヴァチカンもボックスを猛烈に批判し、ボックス法案に賛成する議員は以後2度とカトリックを名乗ることを認めないと宣言した。

10月13日、投票総数568のうち、賛成315、反対249、棄権4という僅差でボックス法案は可決された。これが、法案提出後議論に120時間を要し、審議回数7回、修正2161箇所を経た末に成立した現在のボックスである。

記述したとおり、ボックス法案をめぐる議論は、かならずしも保守派・反対派の右派と推

38) *Le Monde*, 23 juin 1997.

39) 丸山 (2005a), 59ページ。

進派・賛成派の左派という単純な構造ではなく、実際、右派共和国連合 RPR の元党首フィリップ・セガンは棄権、同じく RPR の議員ロズリン・バシュロはかねてから表明していたとおり賛成票を投じ、UDF のジェラルール・グリニョンも最終的には賛成派に回った。

ボックス成立を受け、反対派は最後の抵抗として違憲審査を憲法評議会に申し立てた。つまり、議員の大量欠席によりいったんは廃案になった法案を再審議するのは、フランス議会の一事不再議の原則⁴⁰⁾に反するものであり、法案成立自体が無効であるというのである。さらには、同性カップルを登録させることは、彼らを認知することではなく彼らに烙印を押すことになるというレトリックを用いた。

また、当時の大統領ジャック・シラクは11月5日に、ボックスは家族の要求に適合するものではなく、ふさわしいものではないとして、懸念を表明したが、結局、11月9日に憲法評議会は、ボックスは合憲であるとして、反対派の訴えを棄却した。憲法評議会の判断は、国民議会規則は憲法と同等のものではなく、そもそも国民議会で今回成立した法案は前回の法案とは異なるものであるから、ボックス法案は憲法に違反するものではない、というものである。さらに、ボックスは既存の民法典の身分や親権、親子関係、未成年者の権利、相続権に修正を加えるものではなく、また、男女のカップルのみに人工生殖を認めている公衆保険法を変更するものでもないので、家族の在り方にはいっさい影響をおよぼすことなく、家族とボックスは次元の異なる問題であるとして、憲法評議会はシラクの懸念も斥けた⁴¹⁾。

こうして成立した現行のボックスは PACS 2 と呼ばれている。あえて番号が付されているのは、反対にせよ賛成にせよ、右派・左派ともにボックスはまだ始まりにすぎないと見ていることの現れであるとされる。否定派は、伝統的家族制度を基盤とする公序良俗が今後 PACS 3 以降によってかぎりなく浸食されていくであろうことを危惧し、一方、ラディカリストは、同性カップルが婚姻とまったく同等の権利を獲得するための幕開けであると見なしているのである⁴²⁾。

4-2 ボックスとフランス共和国の普遍主義

諸外国がコンキュビナージュ・カップルと同性カップルのそれぞれに個別の対応を行っているのに対して、フランスのみがボックスという曖昧な形で対処せざるをえなかった要因としてはもちろん、第1に同性愛の問題から切り離すことで反対派の批判を緩和させようとし

40) 国民議会規則84条、いったん否決された法案は1年以内に再審議してはならない。

41) 丸山 (2005a), 60ページ。

42) 丸山 (2005a), 59-60ページ。

たこと、第2に異性コンキュビナーージュ・カップルをも対象とすることで彼らを味方に引き入れようとしたことが挙げられるが、第3の要因として、この普遍主義原則がある。ここでは、パックス議論の中で障壁となったこの共和国の普遍主義原則について見ておきたい。

そもそも、フランスはパックスの件に限らず、フェミニズム運動やジェンダー平等の発展過程を見ても、常にこの「共和国の普遍主義」がネックとなってきた。それゆえに、フランスはアングロ・サクソン諸国に一步遅れを取らざるをえない。

ここでいう普遍主義とは、フランス共和国の普遍主義原則であって、一般に想像されるであろう普遍主義とはおそらく逆の性質を有している。フランス流普遍主義は、結果の平等ではなく、むしろ原則上・理念上の平等である。

人種や性別などマイノリティという問題に対峙する時、アメリカやイギリスは積極的にアフーマティブ・アクション⁴³⁾ (マイノリティ優遇政策)あるいはポジティブ・アクションに踏み切る。そもそも何がマイノリティなのか、どこまでがマイノリティなのかということについてさほど深く検討するわけでもなく、格差是正・差別撤廃のためには積極的差別主義を標榜するのがアングロ・サクソン型である。このアングロ・サクソン型では、何らかのマイノリティ・グループを前にした場合、実際に差別は厳然として存在する、このグループは社会の劣位に置かれている、したがってその底上げをはかるにはそのグループを特化しても構わない、とされる。

一方、普遍主義に立脚しているため、特定のカテゴリーを差別化できないのがフランス型⁴⁴⁾である。ある人たちが、差別されているのかいないのか、社会的劣位にあるか否かという以前にまず、そもそも彼らを1つのグループとしてカテゴライズして良いのか、という点から問題になるのである。共和国の普遍主義に則れば、ある人なり集団なりをカテゴライズし、マイナスにせよプラスにせよ差別化・特化することはできない。カテゴライズすること自体が差別であると考えからである。マジョリティであれ、マイノリティであれ、あるグループの利益だけをはかることは、普遍主義原則に反することになる。「フランスは普遍主義である」というコンセプトがまず先にあるため、実際に社会的劣位に置かれている集団があるとしても、そこに斬り込むことができない。結局、この普遍主義という拘束ゆえに、劣位にある集団をそのまま放置することにならざるをえない。実際、フランスではいかなる集

43) アフーマティブ・アクションについては、リンダ・M.ブルム／森ます美・居城舜子訳(1996)『フェミニズムと労働の間』に詳しい。

44) アングロ・サクソン型とフランス型の相違については、有賀美和子(2000)『現代フェミニズム理論の地平 ジェンダー関係・公正・差異』(新曜社)および、棚沢直子編著(1998)『私たちのフランス思想』(勁草書房)を参照。ただし、「アングロ・サクソン型」「フランス型」という言葉は筆者が便宜上使用したものである。

団のためにせよ、これまでアフーマティブ・アクションは採用されて来なかったという見解もある⁴⁵⁾。

このように、常に普遍主義原則との整合性を念頭に置かねばならないフランスは、差別是正という面でアングロ・サクソン諸国に遅れを取らざるをえない。

いかに普遍主義原則に抵触せずに制度を創り上げていくかが常に政治的課題となるフランスにおいては、したがって、同性カップルというグループ、あるいはコンキュビナーージュ・カップルというグループを特化して、これに対応することはできなかったものと考えられる。

5. 同性婚法の成立と保守的家族主義への回帰

5-1 パックスでは不満だった同性愛者たち

同性婚法成立以前のフランスにおいては、同性カップルを法的にカップルであると認める制度はパックスしかなかった。したがって、多少なりとも国家的裏付け、すなわち法的保障(義務も含めて)を得たいと思えば、彼らはこの制度に乗るしかなかったのである。しかしながら、当事者にとっては、このパックスはとうてい満足のいくものではなかった。そもそも彼らはパックスのような新しい制度、しかも世界に類を見ない曖昧な制度を望んでいたわけではなく、権利保障の面で異性カップルとなら遜色のない婚姻を望んでいたのである。それにもかかわらず、成立したのは男女の婚姻とは大きく格差を設けられたパックスであった。

だからこそ、成立当初は同性カップルの登録の方が多かったものの、その後は、むしろ異性カップルのものとなったのである。つまり、同性カップルにとってはパックスをしたところであまり意味はなく、むしろ、それで満足したということになっては、その後の同性婚法成立の可能性を大きく遅らせることになりかねなかったのである。したがって、あくまで同性婚を目指し、パックスのような制度なら断固拒否という同性愛者たちもいた。

5-2 愛情の問題よりも権利の問題

では、同性婚が認められないことの何が問題なのか。それは、異性カップルに比べて格下のカップルとして扱われているという法的ステイタスもさることながら、より現実的・具体的不利益があるのである。その最大のものが「子供を持つ権利」である。2013年5月の同性婚法成立をもって、フランスの同性カップルはようやく「2人の子」として養子を取れるようになった。

45) ジュアンジャン (2004), 148ページ。

既述のとおり、同性カップルたちは当初は婚姻制度に組み込まれることを望んでいたわけではなかった。そのスタンスの転換期は、エイズの蔓延である。エイズでパートナーを失ったとき、彼らは自分たちの関係が法的裏付けがあるものではないがゆえに、社会的にはきわめて脆弱な関係であると認識することになったのである⁴⁶⁾。そして、同性婚を望むようになるのであるが、「その道のりは平坦なものではない。同性カップルの結婚や法的承認については、その是非をめぐる同性愛者の中でも激しい対立がある。婚姻は男性優位の制度であり、それに同性カップルも追従することは、性差別的な社会の容認であり、同性カップルの封じ込めにすぎないという批判的意見は古くから見られる」⁴⁷⁾のである。

先に見たようにフランスは日本が思っているほど、平等なわけでも同性愛を認めているわけでもない。パックスをもって同性愛を法的に認めたことになっているが、これはむしろ同性婚法を成立させず、婚姻を守るためのものであった。

5-3 同性婚の何が問題なのか

では、そもそも同性婚が認められると何が問題となるのか。赤枝（2010）によれば、「同性婚を要求する立場と、それに反対する立場が激しく対立するのは、結婚が『平等』の象徴となっているからであり、単に異性カップルと同じ経済的保障を得るというだけではなく、性的マイノリティの人権の承認と強く結びついているからである。同性同士で結婚するにせよ、しないにせよ、異性愛者と同じように、まず選択の可能性が与えられるという点が重要なのである。そして、結婚とは社会の秩序にかかわっており、『あるべき市民』の再生産と考えられているからこそ、同性愛を容認しない側にとっては何としても守りきらねばならない牙城となっているのである」⁴⁸⁾。そして、フランスではこの牙城を守るために使われる理論が、キリスト教的思想に立脚した、同性であるということの「不自然さ」であり、子供ができないことが明確であることである。そして、また両親が同性であるのは子供への虐待であるとして、たとえパックスのように法的にカップルと認める制度であったとしても、同性カップル「2人の子」として養子をとることや、人工授精の権利は認めないのである。

5-4 保守主義・家父長制への回帰

同性婚法の成立を公約に掲げて大統領選に臨んだオランダの当選によりこの法律は実現したのであるから、これは民意であったといえるが、では同性婚法成立が国民の反対に遭うこ

46) 赤枝（2010）、163ページ。

47) 赤枝（2010）、164ページ。

48) 赤枝（2010）、165ページ。

となく受け入れられたのかといえ、けっしてそうではない。同性婚法に反対するデモが連日繰り返されたのである。

フランスはそもそも家族主義の国である。現在では、ボックスもあれば、コンキュビナージュもあり、子供の半数が婚外子という状態であるため、一見、家族規範の緩やかな国であるかのように見受けられるが、もともとカトリック教国であることもあり、家族の規範についてはきわめて厳しい国であった。

本来、フランスの家族の定義では、男女の婚姻している両親とその子供たちで構成されている関係のみがあるべき家族像であり、それ以外は家族ではない。したがって、両親が婚姻していなかったり、離婚していたり、あるいは、婚姻していても子供がなかったりする場合は、それは家族とはいわない(少なくとも国家的な定義としては)。ましてや、同性カップルなどは絶対に家族の定義に入らないのである。

今回の同性婚法成立に際して見られた反対運動は、単なる同性婚反対ではなく、さらには、保守的男女規範の強化を主張するものであった。

フランスは現在でこそ、不十分とはいえ日本よりは男女平等が達成されている国であるかのように見受けられる。しかしカトリック教国であるフランスは、それゆえに女性の解放が他のヨーロッパよりも遅い国であった。今でこそ、フランスのカトリックも形骸化し、とりわけ若者の宗教離れにより教会は神父不足に悩んでいるといわれる⁴⁹⁾。

しかし、日常レベルでのカトリックの実践と公的レベルでのカトリックの実践は異なるものである。フランスの法律にはカトリックの精神が色濃く反映されており、女性の権利は非常に制限されていた。神は権利を正しく行使しようとする知性を女性に授けてはいないとされていたからである。

フランスの女性がまったくの無権利状態に置かれるのは、1789年のフランス大革命以降である⁵⁰⁾。この革命の是非はおくとして、少なくとも自由と平等の思想はこのときに芽生えた。しかし、フランス革命は階級闘争にすぎず、ここで求められた平等とは階級的平等であって、男女間の平等ではない。社会大変革のさなかにあつては、性別は意識されないものであるが、実際にはジェンダー差別は階級とは別次元に、あるいはそれぞれの階級の中に同時に存在するものである⁵¹⁾。

フランス革命以前を見ると、すべての女性たちが無権利であったわけではない。たとえば、1302年の三部会開設以降、男性に比べればごく一部ではあるが、貴族女性や高位の尼僧

49) 北原(2005), 276ページ。

50) 革命以降の女性史については、資料4を参照。

51) 北原(2005), 279ページ。

は参政権を有していた。また、革命期には女性運動も盛り上がりを見せた。というのも、自由・平等や人権といった革命理念は女性たちをも平等と権利に目覚めさせ、男女平等を主張する根拠を彼女たちに与えたのである。しかし、女性たちを目覚めさせた革命は、結局女性たちからいっさいの権利を取り上げることになる。革命期には盛り上がったかに見えた女性の権利運動も、ナポレオン法典制定後は逆行することになる。フランス現行法の元となったこの法典は、女性の地位を低く抑えることを徹底させ、革命の際に撤廃されたはずの姦通罪や離婚の禁止も復活させたのである⁵²⁾。法制定にあたってナポレオンは「自然が女を我々男の奴隷にした。我々の精神構造に些かの欠点があるからというだけで、女たちは、自分こそ男の支配者だとおこがましくも主張する。我々を善き方向に導く女一人に対して、我々を愚行に導く女の数に100倍だ。貴女方は、男女平等を当然の権利として主張するが、それは狂気の沙汰だ。女は我々の所有物であり、我々は女の所有物ではない。何故なら、女は我々に子供を与えるが、男は女に子供を与えはしないのだから。つまり、女は果樹が園主の所有物であるように、男の所有物なのだ。しかし、男女間にこのような相違があるからといって、そこに女の名誉を傷つける要素は一切介在しない。夫々が、その特性と義務を有しているのだから、貴女方の特性は、皆さん、美と、優雅と男を魅惑する力であり、貴女方の義務、それは従属と、服従だ⁵³⁾と公言している。さらには、「女性は母親から学ばばよいのであって、公の教育は必要ない。なぜならば、女性は公的な生活に入ることはないし、専ら婦徳を身につけ結婚によって運命を決めればよいからである⁵⁴⁾」としている。このような、ナポレオンのミソジニー思想を基盤として創られたナポレオン法典では、女性の権利は低く抑えられ、とりわけ、既婚女性はその権利のすべてが夫の権限の中に吸収され、法的無能力者となるのである。

こうした背景ゆえに、フランスの女性解放は他のヨーロッパ諸国と比較すると、早いとはいえない。たとえば、参政権について見ると、フランスにおける女性運動は、イギリスやアメリカのそれとは異なり、当初は参政権よりも家族や職業活動、教育問題に比重が置かれていたのだが、1870年以降、女性たちの関心はもっぱら参政権と労働権に注がれるようになる⁵⁵⁾。しかし、婦人参政権要求は議会に提出されるたび、以下の理由によって否決された。すなわち、女性は男性よりも知力・体力が劣っている、妻と夫で政治的意見に相違が生ずると家庭が混乱する、女性の権利はその父親または夫など男性の権利にすでに含まれている、女性は家庭を守るものであって政治に口を出すべきではない、神は女性を男性に服従すべき

52) 北原 (2005), 279ページ。

53) ルードヴィヒ (2004), 325-326ページ。

54) 両岡 (1991), 225ページ。

55) 北原 (2005), 279ページ。

ものとして創ったのであるから男性に盲従すべきである、というものである⁵⁶⁾。

こうした理由により、フランス女性の参政権は1944年まで認められなかったのである。世界で初めて女性の参政権が認められたのがニュージーランドであり、1893年のことである。アメリカが1920年(一部1869年)⁵⁷⁾、イギリスが1928年(一部1918年)⁵⁸⁾であることを考えると、フランスは遅れをとったといわざるをえない。ヨーロッパで女性参政権の実現がフランスよりも遅れた国は、ベルギー(45年)、スイス(71年)、ポルトガル(76年)である⁵⁹⁾。

選挙権獲得以降の歴史を見ても、女性への規制が完全に撤廃されるのは1990年代に入ってからのことである。

法典制定時のナポレオンの言葉からもわかるように、女は子どもをうるために男に与えられたのであるから、フランスにおいては妻は何よりも子どもを産むための存在であり、未成年者同様に、夫に服従しなければならない存在であった。「夫の権威も父の権威も、かつては圧倒的であった。夫が許したときに妻は働いた。夫婦の住まいは家長が、つまりこの場合、夫、父が定める場所に設定された。子どもについては、子は父権に従い、息子が道を踏み外したときには、父が海軍なり陸軍憲兵隊なりに送り込み、母が口をはさむことはなかった。要するに、権威が存在したので、生活は単純だった」⁶⁰⁾といわれるように、1938年に夫・父に対する女性の服従義務や無能力原則は削除されたものの、たとえば、既婚女性が銀行口座を開設できるようになるのや、夫婦の居住地に関する決定権が妻にも認められるようになるのは1965年である。夫の許可がなくとも就業できるようになるのは1966年であり、民法の「父権」が「親権」に書き換えられるのは1970年のことである。

また、出生率低下による国力低下を恐れた政府によって、1920年には中絶および避妊とその宣伝が禁じられた。もともとは軽罪であった中絶は、ヴィシー政権下では、国家の安全に反する重罪とされ、死刑の対象となる。その結果、避妊が合法化されるのは1967年であり、中絶法(通称ヴェイユ法)が施行されるのは1975年である。

ただし、こうした法的な規制はあっても実社会における女性たちの様相は、とりわけ1970年代以降大きく変化する。フェミニズム運動の盛り上がりとともに、女性の就業率が増加し、それに伴い、家族形態が変化を見せ始めるのである。

56) 北原(2005), 279-280ページ。

57) アメリカでは、1869年にワイオミング州で最初に憲法が修正された。全州で修正されたのが1920年である。したがって、一般にアメリカの女性参政権獲得は1920年であるとされる。

58) イギリスでは、まず1918年に30歳以上の女性に選挙権が認められ、1928年に全成人女性に認められた。

59) 佐藤清(2005), 33ページ。

60) プワヴェ＝ルクレール(2003), 65ページ。

婚姻制度はジェンダー契約であり、夫婦間の序列と、女性の本性は母性にあるという考え方を前提とするものであるとして、1970年前後に起こったMLF（Mouvement de libération des femmes、フランス女性解放運動）⁶¹⁾を中心とする第二派フェミニズムは、男女を序列化するシステムとしての家父長制と、女性を母性に閉じ込める「母性の罫」を「女性の主要な敵」と見なした⁶²⁾。

MLFは、1968年の五月革命に失望した女性たちによる運動であるとされる⁶³⁾。このときに、男性たちの家父長的な態度に失望し、社会主義も女性解放には役立たないと気づいた女性たちによるもので、井上（2001）によれば3つの流派からなる⁶⁴⁾。①資本制の階級矛盾こそが女性抑圧の原因であるとして、階級闘争を優先する流派、②資本制に対する階級闘争と、家父長制に対する性闘争を同時に進める必要があるとするラディカル・唯物論フェミニズムの流派、③ブルジョア的男性中心社会によって抑圧・隠蔽された「女性的なもの」の復権を目指す性的差異派の3つである⁶⁵⁾。

このうち、MLFの中心となったのは、①および②の流派であり、まずは、母性の解放を目指して中絶合法化運動に取り組んだ。既述のとおり、1975年に中絶法が施行され、当初5年の時限立法であったものの、1979年には恒久法となる。生殖を女性自らが管理する権利を獲得したことは、自由な母性への第一歩とされた⁶⁶⁾。

さらにMLFは、強姦の問題を標的として定め、男性による女性の性支配を「男らしさ」の発露として当然視する家父長的性関係を問題視した。集会やデモ、機関誌の発行といった運動を展開するが、中絶合法化運動では国家支配に対する個人の自由を問題としていたために好意的であった左翼系ジャーナリズムも、強姦の規定には反発を見せた。結局、1980年に刑法が改正され、暴力による性交はすべて強姦であるとする規定が盛り込まれたのである⁶⁷⁾。

このように、MLFが敵と見なしたのは家父長制と、家父長制支配の場としての「近代家

61) MLFは、団体名や統一された運動の名称ではなく、この当時の女性運動に対してジャーナリズムが命名した総称である。

62) 井上（2001）、261ページ。

63) 井上（2001）、263ページ。

64) 同上。

65) ②と③はともに男権社会を敵とする点では共通しているが、②は女性性は社会的に創られたものであり、家父長制は女性搾取のシステムであるとする。一方、③は、女性性は本質的なものであり、男権的象徴システムによって隠蔽されているとして、まずはこの象徴システムを打破すべきであり、社会改革を目指すだけの運動ならば、プチブル的改良主義でしかないとする。

66) 井上（2001）、264ページ。

67) 同上。

族」である。MLF は中絶合法化と強姦の規定を求める運動を通じて、まず、女性を母性から解放し、男性による生殖の統御という家父長制の基盤を解体し、次に愛や性の定義の見直しを迫ったとされる⁶⁸⁾。

こうした運動の中で、性関係を持つことと、母親になることが分離され、性の解放や性道徳の変化がもたらされたのである⁶⁹⁾。そして、コンキュビナーージュの増加はこうした変化を反映するものであるとされる⁷⁰⁾。女性の生きる場所は家庭のみではないという意識から職業に就く女性が増え、職業をえたことにより経済力を身につけた結果、男性に結婚という形で経済的に依存する必要がなくなった。結婚は女性を束縛するとして、結婚を忌避する女性が増え、より自由なカップル形態を求めてコンキュビナーージュが増えたのである。

フランスでも1960年代半ばにはまだ、カップルでの生活のスタートを社会的に公認するのは正式な結婚であった。1968-72年に共同生活を開始したカップルについて見ると、コンキュビナーージュは全体の15%にすぎず、しかもこのうち69%は5年以内に法的婚姻へと移行している。したがって、この時点ではまだコンキュビナーージュは婚姻への前段階にすぎないのである。しかし、その後コンキュビナーージュの割合は増加し続け、70年代には20%、90年代には、1988-93年に共同生活を開始したカップルのうち87%がコンキュビナーージュであり、このうち5年以内に法的婚姻へと移行したのは30%のみである⁷¹⁾。1960年代にくらべると、もはやコンキュビナーージュは結婚の試行段階ではなくなったのである。コンキュビナーージュに留まるカップルが増えれば増えるほど、結婚のみに許されている特権をコンキュビナーージュでも享受したいと希望するようになる。

また、1990年代には、最終的には結婚をするにしても、若者たちの90%が、婚姻前にコンキュビナーージュを試してみるとされている。さらには、離婚後、コンキュビナーージュをする例も増え、もはやコンキュビナーージュは数的に増加したというだけでなく、多くの人が経験する可能性のある人生のワン・ステップとなっており、一部の人のみに関わる特殊な家族形態ではなくなった⁷²⁾。

こうした近代家族の崩壊とコンキュビナーージュの増加も、パックスのような制度を必要とする背景の1つであった⁷³⁾。

68) 井上 (2001), 264-265ページ。

69) 井上 (2001), 265ページ。

70) 同上。

71) *INSEE* (1995), pp. 52-53.

72) 井上 (2001), 259-260ページ。

73) 井上 (2001), 259-268ページ。そして、井上 (2001) によれば、パックスの成立はコンキュビナーージュ・カップルにとって前進であり、したがってフェミニズムの成果である。詳細は、第5章第1節を参照。

しかし、今回の同性婚法成立に際して、フランスは保守主義・伝統的家族主義への回帰傾向を見せたのである。同性婚法成立直後の5月末にパリで行われたデモは、当局の発表によれば参加者15万人、主催者側の発表によれば100万人と、その数に大きな隔たりがあり、正確な人数は定かではないものの、市民と警官が激しい衝突を繰り返し、96人の逮捕者が出た⁷⁴⁾。こうしたデモでは、参加者たちは、男女の両親とその子供たちが描かれたフラッグを手に行っている。しかも、そのフラッグは男性はブルー、女性はピンクである。ここに見られるのは、単なる同性婚反対のみならず、異性カップルであっても正式に婚姻していないカップル（コンキュビナージュ・カップル）や子供のない夫婦への批判であり、法的に婚姻しており複数の子供を持ち、父親によって統治されている伝統的家父長制への回帰である。

6. おわりに

ボックスが成立した当初、筆者が懸念したのは、同性愛のみを対象としたものでもなく、しかもあまりにも婚姻との格差が大きいにもかかわらず、フランスでは唯一のパートナーシップ法であるがゆえに、これが1つの解決となってしまい、今後の同性愛認知が遅れることであった。今回は、同性婚法にテーマを絞ったため触れなかったが、ボックスは同性カップルはもちろん、異性コンキュビナージュ・カップルにとっても、その要求を退けるものでありながら、一見彼らの要求に応えたかに見えるため、今後の運動の勢いを削ぐ可能性があったのである。

しかし、2013年に同性婚法が成立し、養子をとる権利も認められたことにより、同性愛者にとってはとりあえずの解決がもたらされたことになる。

しかしながら、同性婚法はボックス以上に反対・排斥運動がなされている。また、それに伴い、伝統的家族主義・家父長主義への回帰という、もはや同性愛以前の問題へと逆行する傾向も見られるようになった。ヨーロッパ諸国に遅れを取りながらも、ようやく同性婚法を成立させたフランスであるが、そのことにより、むしろ家族主義への回帰が強まるのだとしたら、フランスはダイバーシティへ向かっているのではなく、むしろ今後、保守回帰となる可能性がある。

日本に限らず右傾化の傾向はフランスでも見られる。社会が右傾化する中での同性婚法の成立は、それ自体は前進であるといえようが、一方で保守層に伝統的価値観再構築の口実を与えるものでもあった。

そして、そもそも、なぜ同性婚法なのか、なぜ既存の婚姻法改正に至らなかったのかという問題も残されている。また、同性婚法が成立した今、ボックスはどうなっていくのか。こ

74) AFP BB News (<http://www.afpbb.com/articles/-/2946454?pid=10809731>).

これらの検証については今後の課題としたい。

参考文献

- 赤枝香奈子 (2010) 「同性婚・パートナーシップ制度」井上眞理子編『家族社会学を学ぶ人のために』世界思想社, 153-174ページ。
- 赤杉康伸・土屋ゆき・筒井真樹子編著 (2004) 『同性パートナー 同性婚・DP法を知るために』社会批評社。
- 朝日新聞学芸部 (1984) 『家族 何が病んでいるのか』朝日新聞社。
- 井上たか子 (2001) 「パックス・家族・フェミニズム」三浦信孝編『普遍性か差異か—共和主義の臨界, フランス』藤原書店, 255-273ページ。
- 大村敦志 (2005) 「パックスの教訓 フランスの同性カップル保護立法をめぐる」岩村正彦・大村敦志編『個を支えるもの』東京大学出版会, 241-259ページ。
- 小関武史 (2008) 「パックスに見る現代フランスのパートナーシップのあり方」中野知律・越智博美編『ジェンダーから世界を読むⅡ 表象されるアイデンティティ』明石書店, 74-92ページ。
- 北原零未 (2005) 「フランス社会とパックス—PACSの限界と可能性—」佐藤清編著『フランス—経済・社会・文化の位相』中央大学出版部, 265-286ページ。
- 北原零未 (2011) 「フランスにおける婚姻とコンキュビナージュ」(中央大学経済研究所年報第42号) 中央大学出版部, 237-254ページ。
- 小泉明子 (2010) 「法律婚と事実婚」井上眞理子編『家族社会学を学ぶ人のために』世界思想社, 96-113ページ。
- 佐藤清 (2005) 「フランス社会と女性—ジェンダー・バイアスのプロフォンド—」佐藤清編著『フランス—経済・社会・文化の位相』中央大学出版部, 33-69ページ。
- 佐藤清編著 (2010) 『フランス—経済・社会・文化の諸相』中央大学出版部。
- 佐藤典子 (2005) 「フランスのPacs法成立と象徴闘争としての親密関係の変容」齊藤則・佐藤雄一郎 (2006) 「フランスにおける「子供を持つ権利」に関する議論状況」齊藤豊治・青井秀夫編『セクシュアリティと法』東北大学出版会, 195-219ページ。
- 杉浦郁子・野宮亜紀・大江千東編著 (2007) 『パートナーシップ・生活と制度』緑風出版。
- 栖原彌生 (2005) 「パックス もう一つの「人権宣言」」若尾祐司・栖原彌生・垂水節子編『革命と性文化』山川出版社, 195-224ページ。
- ミレイユ・デルマ＝マルティ (有地亨訳) (1974) 『結婚と離婚—フランス婚姻法入門—』。
- エレヌ・ブワヴェ＝ルクレール (水野紀子訳) (2003) 「家族の観念」日仏法学会編『日本とフランスの家族観』有斐閣, 63-68ページ。
- アラン・ベナバン (早川眞一郎訳) (2003) 「フランス家族法における人的関係」日仏法学会編『日本とフランスの家族観』有斐閣, 70-80ページ。
- ロランス・ド・ベルサン (齊藤笑美子訳) (2004) 『パックス 新しいパートナーシップの形』緑風出版。
- 丸山茂 (2005a) 「PACS—同性愛の制度的承認か?—」丸山茂『家族のメタファー ジェンダー・少子化・社会』早稲田大学出版部, 58-73ページ。
- 丸山茂 (2005b) 「PACS—その実践と問題—」丸山茂『家族のメタファー ジェンダー・少子化・社会』早稲田大学出版部, 74-90ページ。
- 丸山茂 (2007) 「変わりゆくフランスの家族法」植野妙実子・林瑞枝編『ジェンダーの地平』中央大学

出版部, 169-192ページ。

両岡良彦 (1991) 『反ナポレオン考』朝日新聞社。

エミール・ルードヴィヒ (2004) 『ナポレオン』講談社。

渡邊泰彦 (2006), 「同性カップルの法的保護」水野紀子編『家族—ジェンダーと自由と法』東北大学出版会, 141-175ページ。

Badiou, Alain (1997), *Saint Paul La fondation de l'universalisme*, Paris: Presses Universitaires de France.

Barrière, Louis-Augustin (2002), "Penser les concubinages. La doctrine française et le concubinage depuis le Code civil", *Des concubinage Droit interne Droit international Droit comparé*, Liège: Éditions Litec, pp. 143-182.

Beignier, Bernard (2002), "Le droits des personnes à l'épreuve du PACS", *Regards civilistes sur la loi du 15 novembre 1999 relative au concubinage et au pacte civil de solidarité*, Paris: L.G.D.J, pp. 65-78.

Bosse-Platière, Hubert (2002), "Pacs et autorité parentale", *Des concubinage Droit interne Droit international Droit comparé*, Liège: Éditions Litec, pp. 193-212.

Bourrat-Gueguen, Anne (2002), "Les incidences du Pacs en droit penal", *Des concubinage Droit interne Droit international Droit comparé*, Liège: Éditions Litec, pp. 213-222.

Brunetti-Pons, Clotilde (2002), "Couple, concubinage et PACS. De l'émergence d'une hiérarchie des couple?", *Regards civilistes sur la loi du 15 novembre 1999 relative au concubinage et au pacte civil de solidarité*, Paris: L.G.D.J, pp. 37-50.

Cadoret, Anne (2001), "La filiation de anthropologies face à l'homoparentalité", *Au-delà du PaCS L'expertise familiale à l'épreuve de l'homosexualité*, Paris: Presses Universitaires de France, pp. 209-228.

Commaille, Jacques., et Claude Martin (2001), "Les conditions d'une démocratisation de la vie privée", *Au-delà du PaCS L'expertise familiale à l'épreuve de l'homosexualité*, Paris: Presses Universitaires de France, pp. 61-78.

Dagognet, François (2001), "La famille sans la nature: une politique de la morale contre le moralisme", *Au-delà du PaCS L'expertise familiale à l'épreuve de l'homosexualité*, Paris: Presses Universitaires de France, pp. 79-88.

D'Hoir Lauprêtre, Catherine (2002), "Le credit des coupes", *Des concubinage Droit interne Droit international Droit comparé*, Liège: Éditions Litec, pp. 223-240.

Diez-Picazo, Luis (2002), "De quelques paradoxes dans la protection juridique de <couple de fait> en droit espagnol", *Des concubinage Droit interne Droit international Droit compaé*, Liège: Éditions Litec, pp. 415-418.

Favier, Yann (2002), "Les concubins et leurs droits sociaux", *Des concubinage Droit interne Droit international Droit comparé*, Liège: Éditions Litec, pp. 241-248.

Frank, Rainer (2002), "Mariage et concubinage, réflexions sur le couple et la famille", *Des concubinage Droit interne Droit international Droit comparé*, Liège: Éditions Litec, pp. 3-14.

Freeman, Michael (2002), "Some reflexions on gay marriages at the beginning of the twenty-first century", *Des concubinage Droit interne Droit international Droit compaé*, Liège: Éditions Litec, pp. 357-374.

Fulchiron, Hugues (2002), "Couples, mariage et difference des sexe", *Des concubinage Droit interne Droit international Droit comparé*, Liège: Éditions Litec, pp. 29-52.

Granet, Frédérique (2002), "Concubinage, partenariats enregistrés et mariages entre homosexuels en

- Europe”, *Des concubinage Droit interne Droit international Droit compaé*, Liège: Éditions Litec, pp. 375-392.
- Handman, Marie-Élisabeth (2001), “Sexualité et famille: approche anthropologique”, *Au-delà du PaCS L’expertise familiale à l’épreuve de l’homosexualité*, Paris: Presses Universitaires de France, pp. 249-267.
- Iacob, Mecela (2001), “Homoparentalité et ordre procreative”, *Au-delà du PaCS L’expertise familiale à l’épreuve de l’homosexualité*, Paris: Presses Universitaires de France, pp. 193-208.
- Mayaux, Luc (2002), “Concubinage et assurances: de l’union libre au Pacte civil de solidarité”, *Des concubinage Droit interne Droit international Droit compaée*, Liège: Éditions Litec, pp. 293-308.
- Monéger, Françoise (2002), “L’adoption internationale et les concubins”, *Des concubinage Droit interne Droit international Droit compaé*, Liège: Éditions Litec, pp. 567-578.
- Murat, Pierre (2002), “Couple, filiation, parenté”, *Des concubinage Droit interne Droit international Droit comparé*, Liège: Éditions Litec, pp. 53-74.
- O’Donovan, Katheine (2002), “Unmarried partners and (traditionnal mariage) in English Law”, *Des concubinage Droit interne Droit international Droit compaé*, Liège: Éditions Litec, pp. 455-472.
- Parseval, Geneviève Delais de., (2001), “La construction de la parentalité dans les couples de même sexe”, *Au-delà du PaCS L’expertise familiale à l’épreuve de l’homosexualité*, Paris: Presses Universitaires de France, pp. 229-248.
- Percin, Laurence de (2001), *Le Pacs*, Paris: Éditions de Vecchi S.A.
- Percin, Laurence de (2003), *Concubinage, Pacs ou mariage, que choisir?*, Belgique: Vuibert.
- Pousson-Petit, Jacqueline (2002), “L’attitude du législateur face aux concubinages aux Pays-Bas”, *Des concubinage Droit interne Droit international Droit compaé*, Liège: Éditions Litec, pp. 473-492.
- Rabaut, Jean (1978), *Histoire des feminisms français*, Paris: Éditions Stock.
- Renchon, Jean-Louis (2002), “Où vont le mariage et le concubinage. État des lieux en Belgique”, *Des concubinage Droit interne Droit international Droit compaé*, Liège: Éditions Litec, pp. 493-508.
- Rubellin-Devichi, Jacqueline (2001), *Droit de la famille*, Liège: Dalloz Action.
- 〈新聞・雑誌〉
- INSEE (1995).
- Le Monde*, 23 juin 1997.
- 〈閲覧サイト〉
- INSEE HP, <http://www.insee.fr/fr/default.asp>
- フランス元老院 (上院), <http://www.senat.fr/basile/rechercheSeance.do>
- フランス国民議会 (下院), <http://recherche.assemblee-nationale.fr/index.jsp>
- フランス法務省 HP, <http://www.challenges.fr/file/436/376436.pdf>
- 朝日出版社 HP, <http://www.asahipress.com>
- AFP BBC, <http://www.afpbb.com/articles/-/2946454?pid = 10809731>